

第26回 農業委員会総会議事録

平成28年8月23日開会

中標津町農業委員会

平成28年8月23日、第26回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

- | | |
|-----|-------|
| 1番 | 和泉光広 |
| 2番 | 後藤田宏幸 |
| 3番 | 高橋正一 |
| 4番 | 赤波江信二 |
| 6番 | 國光達男 |
| 7番 | 小林亨 |
| 8番 | 飯島浩 |
| 9番 | 中村正生 |
| 10番 | 笠原康博 |
| 11番 | 氏家康夫 |
| 12番 | 杉本公也 |
| 13番 | 本田信幸 |
| 14番 | 本田芳明 |
| 15番 | 纒坂尚久 |
| 16番 | 金刺健四郎 |
| 17番 | 安田稔 |
| 18番 | 戸田重勝 |

本日欠席した委員

- | | |
|----|-------|
| 5番 | 佐野弥奈美 |
|----|-------|

附議した案件

- 議案第132号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第133号 現況証明願いについて
議案第134号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第135号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について
議案第136号 農地法第6条の規定に基づく法人の定期報告による要件の確認について
報告第73号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
報告第74号 農地法第3条第3項の規定の適用による農地等の利用状況報告について

本日出席した職員

| | |
|------|-------|
| 事務局長 | 奥山正行 |
| 庶務係長 | 桐島秀一 |
| 農地係長 | 佐久間照雄 |
| 係 | 本田文子 |

(開会 10時30分)

- 議長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は、17名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第26回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1「議事録署名委員の指名について」を、議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
7番、小林 亨 委員。
8番、飯島 浩 委員。
以上、2名を指名致します。
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。
- 事務局長 7月28日の総会以降につきまして会務報告をいたします。
項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと思います。
7月30日に農業後継者の結婚祝賀会が開催されております。
以上で会務報告を終わります。
- 議長 以上で、会務報告を終わります。
日程3、報告第73号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を
議題に供します。内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長

農地係長 報告第73号、農地法第18条第6項の規定による解約通知(1)(2)について、事務局よりご説明申し上げます。議案の35ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社
理事長 竹林孝。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積48,382㎡ほか1筆、合計97,689㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成24年12月21日から平成29年10月28日まで。5、合意解約成立の日、平成28年8月9日。6、解約の理由、合意解約。

なお(2)につきましても貸主が同一でありますので、氏名等省略し、一括してご説明いたします。議案の36ページをお開きください。

(2) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、解約する土地。〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積19,933㎡ほか6筆、合計106,781㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成24年12月21日から平成29年10月28日まで。5、合意解約成立の日、平成28年8月9日。6、解約の理由、合意解約。

この2件の案件については、議案第134号(4)(5)に関連するもので、後継者への経営移譲に伴い、賃貸借していた農地を一度合意解約し、再度、後継者と賃貸借するため、期間内解約するものです。以上報告いたします。

議長 以上で報告を終わります。

日程4、議案第132号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)と(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 本田信幸委員。

本田信幸委員 上程になりました議案第132号「農地法第3条の規定による許可申請について」(1)(2)について説明致します。3ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積62,985㎡ほか24筆、合計畑516,397㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立のため使用貸借するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成28年9月1日から平成38年8月31日。6、当事者の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。

7、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。この案件につきましては、自ら経営する農地所有適格法人設立のため、所有農地を使用貸借設定するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。7ページをお開きくだ

さい。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

譲渡人、標茶町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

譲受人、標茶町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番地〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 32,821 m²。利用状況、畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地所有適格法人設立のため売買するもの。譲受人、譲渡を受けて農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、年 2,200,000 円。6、資金調達法、自己資金。7、当事者の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。

8、見取図につきましては、別紙のとおりとなっております。この案件につきましては、自ら経営する農地所有適格法人設立のため、所有農地を譲渡するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)と(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程5、議案第133号「現況証明願いについて」を上程致します。

(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第133号 現況証明願(1)について説明いたします。

10ページをお開きください。

(1) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、山林、面積 24,490 m²。現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、原野。3、申請の理由、砂利採取申請法に基づく、農振開発行為申請のため。4、見取図は別紙のとおりです。

本案件につきましては、砂利採取申請法にもとづく、農振開発行為申請のため申請があったものです。対象地は農業振興地域内の農用地区域となっておりますが、農地としては使用されたことはなく、現在も砂利採取場として使用されている状況ですが公簿が山林のため、現況非農地の証明が必要なものであります。

平成28年8月22日、第2地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 櫻坂委員。

櫻坂委員 議案第133号(2)について説明いたします。12ページをお開きください。
(2)1、申請人の住所、氏名。
中標津町○○○○番地○○、○○○○。
2、土地の表示、○○○○番○○、公簿、畑、面積66㎡。○○○○番○○、公簿、畑、面積305㎡。現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、雑種地。3、申請の理由、地目変更登記のため。4、見取図は別紙のとおりです。
本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。
対象地は都市計画区域内の第二種中高層住居専用地域に属し、申請地及び周辺の土地の現況については宅地利用されている地域であります。
平成28年7月28日、第6地区推進班で提出資料を確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第133号「現況証明願いについて」本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程6、議案第134号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。
(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第134号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)について説明いたします。

15ページをお開きください。

1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 23,935 m²ほか3筆。合計畑 128,700 m²。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間。平成28年8月24日から平成31年8月23日。6、価格、年385,000円。7、資金調達法、自己資金。8、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 中村委員。

中村委員 議案第134号(2)について説明いたします。17ページをお開きください。

(2)1、当事者の住所、氏名、年令。

譲渡人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人 北海道農業公社 理事長 竹林孝。譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 59,462 m²ほか2筆、合計畑 107,656 m²。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、7,702,000円。6、資金調達方法、その他農協資金 7,700,000円、自己資金 2,000円。7、譲受人の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、別紙のとおりです。

この案件につきましては、北海道農業公社が買入した農地を、あっせん協議において決定した借主に賃貸借していたものであります。7月総会において、〇〇氏から〇〇氏へ借主を変更し、5年間の賃貸借契約期間が満了することから、借主に売り渡すものです。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 赤波江委員。

赤波江委員 議案第134号(3)について説明いたします。19ページをお開きください。

(3)1、当事者の住所、氏名、年令。

譲渡人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社
理事長 竹林孝。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積18,600㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。

4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、1,395,000円。6、資金調達方法、その他農協資金1,390,000円、自己資金5,000円。7、譲受人の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡、家畜、牛〇〇〇頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。この案件につきましては、北海道農業公社が買入した農地を、あっせん協議において決定した借主に賃貸借していたものであります。7月総会において、〇〇氏個人から法人名へ借主を変更し、5年間の賃貸借契約期間が満了することから、借主に売り渡すものです。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(4)と(5)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 戸田委員。

戸田委員 議案第134号(4)(5)について説明いたします。

21ページをお開きください。

(4)1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社
理事長 竹林孝。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積48,382㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、経営移譲に係る賃貸借の合意解約

の申し出に伴い新たな借主を設定するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成28年8月24日から平成29年10月28日まで。6、価格、年140,660円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、別紙のとおりです。
なお、(5)についても貸主が同一でありますので、氏名等省略し、一括してご説明いたします。23ページをお開きください。

(5) 1、借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。
2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積19,933㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、経営移譲に係る賃貸借の合意解約の申し出に伴い新たな借主を設定するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成28年8月24日から平成29年10月28日まで。6、価格、年119,800円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は別紙のとおりです。

この2件の案件につきましては、後継者への経営移譲予定に伴い、経営主と賃貸借していた農地を一度合意解約し、再度、後継者と賃貸借契約するものであります。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(4)と(5)の質疑に入ります。
なければ質疑を打ち切ります。

(6)と(7)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 議案第134号(6)(7)について説明いたします。26ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名。
譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
譲受人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人 北海道農業公社理事長、竹林孝。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積35,744㎡、利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により買い入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、22,482,000円。6、資金調達方法、全国農地保有合理化協会資金による22,482,000円。7、譲受人の経営状況、公益財団法人北海道農業公社につき省略。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は28～29ページのとおりです。
なお、(7)についても譲受人が同一でありますので、氏名等省略し、一括してご説明いたします。30ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名。
譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 39,961 m²、利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により買い入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、7,699,000 円。6、資金調達方法、全国農地保有合理化協会資金による 7,699,000 円。7、譲受人の経営状況、公益財団法人北海道農業公社につき省略。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は別紙のとおりです。

この2件につきましては、〇〇氏及び〇〇氏の所有地譲渡に伴い、農地保有合理化事業により一括して農地を北海道農業公社に売り渡すものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(6)と(7)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第134号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程7、議案第135号「農地法第6条の規定に基づく法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。ここで、会議規則第16条の規定により、〇〇番〇〇委員の退席をお願い致します。

…………… (〇〇委員退席後) ……………

内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 議案第135号「農地法第6条の規定に基づく法人の定期報告による要件の確認について」ご説明致します。33ページをお開きください。
平成28年度分といたしまして有限会社〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇。以上2件の提出がありました。平成28年6月20日以降に受理した報告書でございまして、記載の通り、いずれも農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。以上報告いたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本件は、承認されました。

…………… (〇〇委員退席後) ……………

〇〇委員に申し上げます。

本件は原案のとおり、承認されました。

日程 8、報告第 7 4 号「農地法第 3 条第 3 項の規定の適用による農地等の利用状況報告について」を議題に供します。

内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第 7 4 号「農地法第 3 条第 3 項の規定の適用による農地等の利用状況報告について」ご説明致します。38 ページをお開きください。
平成 28 年 8 月 8 日に受理しました、平成 27 年度分の報告書で、〇〇〇〇有限公司のものでございます。
内容は記載のとおりで、貸借の許可を受けた農地について適性に利用されており、業務執行役員の年間従事日数も要件を満たすものでありました。
以上、報告いたします。

議長 以上で、報告を終わります。
以上で、本総会に提出されました議案の審議はすべて終了致しました。
これをもちまして、第 26 回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉会 10 時 55 分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年8月23日

会 長 安 田 稔 _____

7 番 小 林 亨 _____

8 番 飯 島 浩 _____